

◎新潟県告示第894号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年7月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年7月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 北越消雪機械工業株式会社 代表取締役 北川 栄資
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市中央区南笹口2-7-32
- 4 許可番号 新潟県知事（般-24）第14454号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
北越消雪機械工業株式会社の役員は、法人税法違反により、新潟地方裁判所から懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、平成29年3月28日にその刑が確定している。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年7月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社丸北 代表取締役 北川 栄資
 - 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市中央区南笹口2-7-32
 - 4 許可番号 新潟県知事（般-26）第44679号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
株式会社丸北の役員は、法人税法違反により、新潟地方裁判所から懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、平成29年3月28日にその刑が確定している。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。